

事業者 殿

主催（一社）埼玉労働基準協会連合会

共催（一社）熊谷地区労働基準協会

**（熊谷会場）「安全衛生推進者」養成講習開催の案内**

労働安全衛生法では、次の業種及び規模の事業場について、一定の資格をもった「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に係る一定の業務を担当させることが義務づけられております。

当連合会はこの資格養成講習機関として、地区協会の協力のもとに標記講習を下記のとおり実施いたします。ご案内申し上げますとともに、受講について格別のご高配をお願いいたします。

※ 安全衛生推進者の選任を要する業種及び規模

次の業種であって、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業。

※安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づく業種である社会福祉施設、飲食店、各種商品小売業・家具等小売業・燃料小売業以外の小売業の安全推進者にもお勧めです。

記

1. 日 時 **12月8日(木)** 9:30~16:10 (受付開始9:15~)  
**12月9日(金)** 9:30~16:20
2. 講習会場 熊谷市立勤労会館 大ホール (秩父鉄道 石原駅下車徒歩10分)  
熊谷市石原1410番地1 TEL:048-524-5007
3. 講習人員 **100名 募集締切り11月29日(火) (最少催行人員20名) (定員超過時はキャンセル待ち)**
4. 講習費用 **14,630円** 【内訳:受講料13,200円(消費税含)、テキスト代1,430円(消費税含)】  
※納入いただいた講習費用はお返ししません。事前変更申請による許可者の受講は可。
5. 講習内容
 

安全管理	2時間	作業環境と作業の管理	2時間
関係法令	2時間	危険性又は有害性等の調査等	2時間
健康の保持増進	1時間	安全衛生教育	1時間
6. 修了証 本講習の全課程修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
7. 申込方法
  - ①申込み:まず申込書に必要事項と口座振込予定日を記入してFAXで申し込み下さい。  
FAX後、必ず電話連絡して確認のうえ、下記協会宛に申込原本を2週間以内に発送して下さい。  
※個人申込みは、本人確認のため顔写真付き公的書類(運転免許証等)の写しを添えて下さい。  
※受付は9時~16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
  - ②受講票は、申込書原本到着を確認後に担当者宛にFAXで送ります。当日受付に提示して下さい。
  - ③講習費用納入は10月29日~11月29日(火)です。期限内に講習費用を納入して下さい。  
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
  - ④申込先:(一社)熊谷地区労働基準協会  
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506  
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストビル1階
  - ⑤振込先:埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0804120  
(一社)熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料は負担願います)
8. その他
  - (1)事務処理上、講習当日の受付はしません。(2)テキストは講習当日に渡します。
  - (3)当日の代替者の出席受講は認めません。(4)講習中は全ての電子機器類は使用禁止。
  - (5)昼食は各自で用意下さい。会場で飲食可。
  - (6)駐車場完備92台 ※隣接(徒歩3分)の赤城神社の共用駐車場も常時利用可。

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合は、お手数ですがコピーして使用下さい。